

平成31年度 鯖江市特定健診未受診者対策事業業務委託仕様書

1 業務名

平成31年度 鯖江市特定健診未受診者対策事業業務委託

2 目的

鯖江市（以下「委託者」）の平成30年度の特定健康診査の受診率は32.3%であり、第2期データヘルス最終年度として設定した受診率目標（60.0%）との乖離は大きい。また近年30%前後での受診率で低迷しており、目標達成のため、健診等のデータを分析し、活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な対象者の選定と受診勧奨すべき対象者の特性に応じた通知物および40-50歳代の若年層を対象としたSMSによる受診勧奨により、継続受診の向上と健診未受診者の受診へのアプローチを目指し、ひいては、特定健康診査受診率の向上を図る。

3 委託の期間 契約締結の日から平成32年3月31日まで

4 委託料 4,950,000円（税込み）を上限とする

5 委託内容

（1）業務計画の作成

契約締結後、分析期間や受診勧奨の実施時期など詳細なスケジュールを記載した業務計画を作成し、委託者の了解を得る。

（2）データ分析業務

委託者は過去6年分（平成25年度～30年度）の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータ一式（FKAC167・165等）を契約締結後速やかに受託者に提出し、受託者は複数自治体の過去の特定健診受診データを元にした機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて、そのデータを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行う。

ア データ分析を可能にするためのデータ加工業務

受託者は、委託者から提出される各データファイルを統合し、欠損している値に関してはそれを埋めるなど、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。

イ 受診勧奨すべき対象者の特定業務

受託者はデータ分析により、健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

ウ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

（イ）により特定した「受診勧奨すべき対象者」を分析し、受診勧奨への感度が異なる5つ以上のグループに分類する。

エ 受診勧奨対象者の最終決定業務

受託者は、健診対象者の健診受診の予測値（受診確率）及び健康意識等による個別特徴を加味し、通知勧奨の対象人数に合わせて、①受診勧奨すべき対象者を特定し、②その対象者が属するグループに適した受診勧奨内容を特定する。これに対する委託者の合意をもって、受診勧奨対象者を最終決定する。尚、受託者は委託者からデータ受領した1ヶ月以内を目処に受診勧奨すべき対象者を決定することとする。

オ 分析データの納品

受託者は、委託者に対し対象者ごとの受診率予測値（受診確率）、受診勧奨優先順位、勧奨による反応確率などの分析結果をCSVデータにまとめ、委託者に納品する。

(3) 受診勧奨業務

データ分析を元に以下のように効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

ア 対象者

全受診対象者のうち、分析によって勧奨効果が高いと思われる対象者

イ 対象人数

1回目発送：6,000名想定

2回目発送：4,000名想定

3回目発送：1,000名想定

情報提供用紙の発送：2,000名想定

ショートメッセージサービス（SMS）発送：500通想定

ウ 実施期間

契約締結の翌日から平成32年3月31日

エ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物とし、200自治体以上の受診勧奨事業において既に実績があるものを修正して活用し、委託者に了承を得る。なお、通知物は5種類以上とする。また、情報提供用紙の発送は、既定の医療機関記載面を掲載する。

SMSについては、140文字ほどの短い文章での効果的な受診勧奨、特定健診の情報が記載されている市のホームページへの誘導等を行う。また、電話番号については、解約等されて使われていない電話番号でないかどうかの確認を全ての電話番号に対して実施する。

オ 通知物の印刷

圧着形式のハガキまたはリーフレット、単版はがき形式での通知物の印刷は受託者が実施する。また、送付対象者の郵便番号、宛先、宛名は、委託者が提供する情報を基に、受託者が印刷する。

カ 通知物の宛名印字

宛名印字に関してはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は、原則はカナ印字で発送対応を行う。

キ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、受託者は委託者に事前に校正の確認を行う。受託者は、委託者の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

ク 勸奨対象者の最終決定

委託者から提供される健診受診者などの除外対象者となる情報を基に、受託者は最終的な勸奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。それ以降の勸奨対象者の変更は行わない。

ケ サンプル納品

通知物のサンプルに関して受託者は、通知物発送後速やかに、委託者に対し各5部のサンプル納品を行う。

(4) 勸奨結果の分析・報告業務

委託者は、過去の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータ一式を受託者に提出し、受託者はそのデータを分析し、報告する。

ア 平成31年度受診勸奨対象者ごとの分析結果をまとめ、事業実施内容と合わせて報告書を作成し、平成32年3月末までに、委託者に報告する。

イ 委託者は、受託者に平成31年4月からの受診者データを提供し、受託者は受診勸奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について報告書を50ページ以上で作成し、委託者に報告する。

ウ 前項の効果検証を基に、平成32年度以降に実施すべき受診勸奨業務の有効な施策について、委託者に提案を行う。

6 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは、1回払いとする。

(2) 受託者は、作業が完了次第すみやかに委託者に検査を請求し、検査に合格した時は代金の支払いを請求する。

(3) 委託者は受託者が提出する請求書に基づき委託料を支払うものとする。

7 遵守の事項

(1) 受託者は、委託者の指示に従い、委託業務を誠実にかつ善良な監督責任者の注意を持って、滞りなく実施しなければならない。

(2) 受託者は、本業務の履行にあたり、鯖江市個人情報保護条例を遵守し、別記1「個人情報等取扱特記事項」および別記2「情報セキュリティ特記事項」を守らなければならない。

(3) 受託者は、本業務の履行にあたり、細心の注意をもって個人情報の管理に当たる。

(4) 受託者は本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、毀損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じる。

(5) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た情報を第三者に漏らさない。（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む）

(6) 委託業務完了後、受託者は、本業務の履行に当たり収集、管理したデータを委託者に引き渡すものとする。

(7) 本業務に関する委託者から入手したデータ媒体は本契約終了後に破棄する。

8 その他の特記事項

- (1) 受託者は過去同規模自治体での受診勧奨業務の実績を有するものとする。
- (2) 受託者は自治体での受診勧奨業務について、5%以上の受診率向上実績を有するものとする。
- (3) 受託者は自治体での受診勧奨業務について、200万件以上の発送実績を有するものとする。
- (4) データの受け渡し、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。
- (5) 受け渡しデータのフォーマットについては別途資料にて定めるものとする。
- (6) 委託者が要請する緊急の連絡や協議には迅速に対処する。
- (7) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について打ち合わせを実施すること。
- (8) 委託者が提供する宛名データに関して、受託者はそのデータに基づき通知物の発送を行う。
この際、転居情報などは、データ提供時に全て反映されているものとする。
- (9) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受託者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。但し、委託者からの請求があった場合のみ受託者は、速やかに不着の通知物を委託者に提供する。
- (10) 報告書のフォーマットに関しては別途資料として提供するものを基本とする。
- (11) その他、仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者が協議して決める。

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報および特定個人情報（鯖江市個人情報保護条例第2条第1号および第5号にそれぞれ規定する個人情報および特定個人情報をいう。以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他に漏らしてはならない。この契約の期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対して、在職中および退職後において、業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該従事者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務を行うために個人情報等を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、業務を行うために個人情報等を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(適正管理)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失および毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために、個人情報等の管理に関する責任者および作業現場の責任者の設置等の管理体制を整備しなければならない。

2 乙は、個人情報等の取扱場所および保管場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。この場合において、乙が特定個人情報を取り扱うときは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」の規定に基づき、必要な安全管理措置を講じなければならない。

3 乙は、契約締結の際に、前2項の規定により講じた安全管理措置について、甲に書面にて報告しなければならない。業務着手後に当該安全管理措置の内容を変更したときも、同様とする。

4 甲は、前項の報告の内容が個人情報等の適切な管理のために不十分であると認めるときは、乙に対し、その改善を求めることができるものとする。

(目的外利用・提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示または承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報等を業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、業務を処理するために甲から提供された個人情報等が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(持出の禁止)

第7条 乙は、甲の指示もしくは承諾がある場合または災害発生時その他の緊急かつやむを得ない場合を除き、作業場所から業務に関し取り扱う個人情報等が記録された資料等を持ち出してはならない。

2 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、作業場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務における個人情報等の取扱いを自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならないものとする。

3 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託するときは、乙と当該第三者との契約の内容にかかわらず、当該第三者が行う業務に関する全ての行為およびその結果について、甲に対し責任を負うものとする。

4 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が甲に対して負う個人情報等の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報等が記録された資料等（原本であるか複写または複製であるかを問わない。）の一切を、業務完了後直ちに甲に返還し、もしくは引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項の場合において、個人情報等が記録された資料等（紙に印刷されたものおよび電子媒体等に記録されたもの）を廃棄するときは、乙は、当該個人情報等をいかなる手段でも復元または判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出しなければならない。

(報告および調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の実施に当たり取り扱っている個人情報等の管理状況および業務の履行状況について、乙に対して報告を求め、または作業場所等を随時実地に調査することができる。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報等の漏えい、滅失、毀損、改ざん等本件特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさないときは、この契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を被ったときにおいても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報等の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合は、乙はこれにより甲または第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

2 委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、または不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別記2

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、情報資産の機密の保持および正確性、完全性の維持ならびに定められた範囲での利用可能な状態を侵害することのないよう、ネットワーク、情報システムおよび情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。

(遵守事項)

第2 委託者は、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を提示し、受託者は、これを遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、その業務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事する者を定め、その者に対して在職中および退職後において、その業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他情報セキュリティに必要な事項を周知するものとする。

(利用および提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を、当該個人の同意がない限り業務の目的以外の目的に利用し、または受託者以外の者へ提供してはならない。

(資料等の返還)

第5 受託者は、その業務を処理するため委託者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(教育・訓練)

第6 受託者は、その業務に従事している者に対して、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を周知し、これを遵守させるため、教育を実施しなければならない。

(適正管理)

第7 受託者は、情報セキュリティの責任者・管理者・担当者を定め、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を遵守するための体制・措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者の承認があるときを除き、その業務を第三者に委託してはならない。

(実地調査)

第9 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がその業務の執行にあたり情報セキュリティの状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 受託者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。